

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">渋谷区公衆浴場法施行条例</p> <p>第1条から第8条まで (略)</p> <p>別表第1</p> <p>第1号から第10号まで (略)</p> <p>第11号 <u>貯湯槽</u>を使用するときは、次の措置を講じること。</p> <p>第12号 浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。</p> <p>第13号から第14号まで (略)</p> <p>第15号 <u>タオル</u>、くし、かみそり等を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者1人ごとに消毒した清潔なもの(かみそりを除く。)を貸与するときは、この限りでない。</p> <p>第16号 <u>おおむね7歳以上</u>の男女を混浴させないこと。</p> <p>第17号 (略)</p> <p>別表第2</p> <p>第1号から第18号まで (略)</p> <p>第19号 浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。</p> <p>第20号から第26号まで (略)</p> <p>別表第3 (略)</p> <p>別表第4</p> <p>第1号から第15号まで (略)</p> <p>第16号 浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。</p>	<p style="text-align: center;">渋谷区公衆浴場法施行条例</p> <p>第1条から第8条まで (略)</p> <p>別表第1</p> <p>第1号から第10号まで (略)</p> <p>第11号 <u>温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉を貯留する貯湯槽(以下単に「貯湯槽」という。)</u>を使用するときは、次の措置を講じること。</p> <p>第12号 <u>ろ過器等を使用して</u>浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。</p> <p>第13号から第14号まで (略)</p> <p>第15号 <u>手ぬぐい</u>、くし、かみそり等を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者1人ごとに消毒した清潔なものを貸与するときは、この限りでない。</p> <p>第16号 <u>10歳以上</u>の男女を混浴させないこと。</p> <p>第17号 (略)</p> <p>別表第2</p> <p>第1号から第18号まで (略)</p> <p>第19号 <u>ろ過器等を使用して</u>浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。</p> <p>第20号から第26号まで (略)</p> <p>別表第3 (略)</p> <p>別表第4</p> <p>第1号から第15号まで (略)</p> <p>第16号 <u>ろ過器等を使用して</u>浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。</p>

第17号から第24号まで (略)

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

第17号から第24号まで (略)